

## **第2回会議（2月5日開催）で指摘された主な事項**

### **1. 日本法の信頼性向上の必要性和、そのためのアプローチについて**

#### ○日本法の国際的評価

- ・世界銀行が各国のビジネス環境を評価して発表する「Doing business」に見られるように、日本法の国際評価は決して高いとは言えない。近時では、日本の司法手続に関する誤解も見られる。その原因の一つとして、我が国は、法令や判例等により精緻な法制度を確立しているにもかかわらず、その内容を正しく国際発信していなかったり、誤解を招いたりしていること（特に判例法理やガイドラインによる実務）が挙げられる。
- ・我が国として、日本法の国際評価の実情把握やその評価向上に、意識的に取り組む必要がある。日本の制度の特性、外国との違いや、司法機能に対する国民の信頼度など、様々な日本独自の司法制度の有り様を、国内外の社会の関心にも合わせて、タイムリーに発信することが必要である。
- ・国際的な評価として、日本の法制度の低い評価やネガティブなイメージが広がると、投資や契約等、ビジネス面で悪影響があるから、速やかな是正が必要である。
- ・国際紛争の準拠法として日本法が用いられず、紛争解決地として日本が選ばれない一因として、日本法へのアクセスのしづらさがある。国際発信の充実により、日本の司法が閉ざされているという負のイメージを払拭する必要がある。
- ・日本法令外国語訳整備プロジェクトについても、日本に対する国際理解の増進といった当初の目的に沿って、十分な効果を上げているか、再検証することが必要である。

#### ○日本法の国際評価向上に向けたアプローチ

- ・日本の法令や法制度が国際的に適切な評価を受けるためには、まず必要な基盤整備として、日本語の法令を正確に翻訳し公開すること、日本の法制度等の国際発信を更に充実させることが不可欠である。特に、①新法や改正法の英訳を迅速に行い、公開すること、②重要判例や判例法理を英語で紹介すること、③各法分野の法体系情報を英語で紹介すること

の重要性が高い。その観点から、本プロジェクトの使命は大きい。

- ・倒産法分野で見られるように、日本の学者等が、国際舞台で広く活躍し、日本法に関する情報を発信し、国際的に影響を及ぼすことが、日本法の国際評価を上げるために極めて効果的である。また、国際的な評価をすする部門のインナーに、日本人が適切に関与することも重要である。
- ・日本の法制度を発信していく対象として、弁護士や企業関係者等に加え、学生等の若者も含めて考えていくべきではないか。これらの者に分かりやすく日本の法制度を伝えることで、日本法に関心を持ち学習する者が増えるであろうし、その中から、日本法研究者や比較法研究者が生まれるだろう。日本法にアプローチする際に、日本語の壁をなくすためにも、英語による日本法情報の提供は重要である。

## **2. 国際発信する日本法情報の充実について**

### **○国際発信すべき法令情報と優先度**

- ・ニーズの高い法分野の翻訳整備の重点化が重要である。民事系、商事系のほか、金融法、知的財産法、労働法などビジネス分野に関する法令を最優先に翻訳し、新法や改正法の施行前までに、英語による情報発信を実現する（施行前に海外に告知する）ことを急ぐべきである。
- ・日本で生活する外国人やそのネットワークに向けて、英語による適切な形での法令情報の提供を重視すべきである。
- ・国際的な通用性や影響の大きさから見て、多言語対応よりも、まず、英語による情報発信の充実が重要ではないか。
- ・日本法に関する最新情報の早期発信を実現するためには、法文全ての翻訳を待つことなく、①法改正の経緯や主な改正事項、②旧法との違い、③改正内容の概要等のアウトラインの情報をまずは翻訳することが有用である。日本では、その取組が遅れている。
- ・法制度についてはタイムリーな情報発信を最優先すべきであり、省庁が作成する既存の日本語資料等を最大限活用し、タイミングを失わず、分かりやすさを重視した情報発信を拡充すべきである。
- ・海外の弁護士や企業関係者等が日本の法制度を調べるとなると、日本の弁護士を介して、まずは英文で、法令条文と法令概要（当該法令の全体

像が分かる情報)を把握する機会が多いはずである。その便宜には、最新の法令条文やその概要の英訳を容易に入手できることが重要である。また、新法制定や法改正があった時には、その時点で、そのような見直しが行われた旨の概要情報、プレスリリース程度の情報をまずは発信することが有用である。

- ・そもそも、日本法は、法文そのものに加え、法体系も複雑であり、外国人にとって把握が容易とはいえない。各法令へのアクセスの足掛かりとなる基本情報が不足している。法文の翻訳情報に加え、法体系に関する情報も合わせて提供されなければ、日本法の正しい理解を定着させることは難しいのではないか。
- ・英語による日本法分野の法体系情報の提供については、海外の法制度にも通じた日本の法学者による情報発信が期待されるのではないか。

#### ○国際発信すべき法令以外の情報

- ・金融分野等では、日本の法規制を把握するために、法令情報のみでは不十分であり、通達や判例の情報及びそれらの翻訳が必要になることが多い。弁護士に限らず、企業分野でも、日本の判例の英訳が提供されるメリットは大きい。
- ・判例は時として長大な分量になることもあり、その全文の詳細把握までは要しないことが多いので、判例要旨でも足りる場合が少なくない。
- ・裁判例の英訳として、最新の判例よりむしろ、判例法理として確立・定着している内容の紹介が急がれるのではないか。
- ・裁判例の英訳整備も重要であるが、法令やそれに関連する情報の翻訳と比較すると、優先度が劣るのではないか。
- ・法制度に限らず、法曹や実務家で定着している司法のプラクティス(法令や判例には直接示されないもの)の情報発信、国際的PRも必要である。

### **3. 日本法制度の魅力ある国際発信の在り方とその方策について**

#### ○JLTにおける情報発信の現状と改善策

- ・法務省の専用ホームページ(JLT)における情報発信は、日本法に関する外国語での翻訳情報の発信を念頭に置くことが基本である。外国語によ

る行政情報の広報やPR，相談窓口・コールセンターの開設など，国際化に対応した様々なサービスがあり得るが，JLTは法令情報の翻訳をベースとしたサービス展開に特化することが相当である。

- JLTのサービスは，法文の翻訳提供サービスをベースとしつつも，その拡充や，他の関連情報との連携等を，可能な限りで進めていくべきである。
- JLTの検索機能の改善により，ユーザーの求める翻訳情報がより簡易に迅速に得られるはずであり，見直しの余地が大きい。正確な法令名や法令用語を認識していない利用者の利用も念頭に，翻訳情報に容易に到達できるアクセスの改善が望まれる。
- JLTにおける翻訳法令の公開は，英訳された条文情報が主であるが，条文のみではなく，法令に関連する+αの情報も，同一ホームページで提供されれば，利便性が大きく向上する。
- JLTでは，翻訳情報が利用者側へ一方的に提供されるサービスとなっているが，利用者からの質問・意見も受け付け，例えばチャットボットのような，双方向型のリアルタイムのサービスを実現することが望まれる。ユーザーフレンドリーに，初めて利用する人向けの利用案内，分かりやすいガイダンス・サポート情報なども充実すべきである。その場面では，AIの活用も視野に入れてはどうか。
- JLTのサービスでは，探していたほしい法令の翻訳がないと，失望してホームページを再訪しないという循環になりかねない。発信予定の翻訳法令に関する情報を積極的に提供したり，目的の情報が見つからなかった場合のケア（関連サイトへのリンク等）を対処していくべきである。そのためにも，JLTの現状サービスの利用実態の適切な把握が必要である。
- 日本法の英訳を探している利用者は，JLTのホームページに一旦行き着くことが多いと思われ，そこからサイト内部又は外部サイトの情報を可能な限り広く提供していけば，日本の法令の翻訳情報は，このサイトに集約されていると認知されるようになる。その強みを活かして，英語での日本法情報発信の中核機能を果たすことが期待される。
- JLTのホームページが，英語での法令情報について，他の情報サイトへの誘導も含めたハブ機能を果たすこと，プラットホームとなるのを目指すことが必要ではないか。それにより，より多くの利用者の訪問や情報の集

積を期待することができる。

- ・民間の取組を参考に、JLTのホームページにおいても、過去の掲載内容等の更新（履歴）情報のほか、今後の予定など将来の情報を積極的に提供するなどして、利用者が再訪する動機付けを作ることができる。
- ・JLTのホームページの広報周知については、既に利用した経験のある者のみではなく、まだ利用していない潜在的利用者に向けたメッセージを出すことが重要である。また、利用した人がその経験や感想を共有することによる民間ベースの広がり・口コミによる拡散も重要である。
- ・魅力ある情報のインフラとして「法令用語日英標準対訳辞書」がある。この辞書そのものに、法令翻訳の知見が詰め込まれているが、これにさらに解説や用例を付加していけば、更に便利な、ビジネスベースで展開可能なインフラとなり得る。
- ・法務省という官の情報発信と、それを利活用した民の情報発信を、相互に連携して拡充していくべきである。前者では、正規の情報を発信するとともに、再加工しやすい形式で二次利用を広く認め、後者において、民間のアイデアを活用したアプリ等による発信が進められるとよい。そのため、官の情報は広く開放し、民間の創意工夫を促す前提で、幅広く提供することが必要である。

#### ○国際発信の充実のために必要な取組

- ・法令翻訳事業の持続的展開のためには、人材確保が極めて重要である。例えば、法令翻訳に特化した資格を創設し、その関与を高く評価し、政府がサポートすることで、国際人材育成にも繋げ、国際展開を促進していくという観点も、重要ではないか。
- ・より正確な表現でより多くの法情報を迅速に発信するためには、政府として、翻訳専門家の育成や教育プログラムの充実など、民間の知見も活かして、人材育成に本腰を入れて取り組むべきではないか。
- ・日本法情報の発信として、日本の法学研究者・法曹実務家による、国際会議や国際学会等への出席・発表や海外ジャーナル等への論文掲載など、期待される役割は大きい。

#### **4. その他（本会議では直接は取り上げないもの）**

- ・日本の司法制度の透明性を高めるアプローチとして、司法のIT化の推進が必要である。民事裁判手続のIT化は、国際的にも著しく遅れている。訴訟に限らず、倒産手続を含めた様々な司法のIT化を実現すべきである。
- ・研究者，弁護士，裁判官など海外留学・勤務経験のある人材を有効に活用し，我が国司法の国際競争力や国際発信の強化を実現していくべきではないか。
- ・紛争解決地として，例えば国際仲裁地として，日本が十分魅力的なものとなるためのインフラ整備が必要である。
- ・日本法特有の問題として，制度の成り立ちが，国際水準を必ずしも意識せずに，日本国内の通用性を前提に自己完結的に発展してきたことが，国際通用力を阻害する一因となっている。日本法の在り方そのものを見直していくべき段階になっている。

以 上